

令和8年度 第3回総会

議 事 録

堺市農業委員会

### 1 開催日時及び場所

日 時 令和8年6月4日（木）午後1時30分から午後2時00分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

### 2 委員数

(1) 現在総数 13人

(2) 出席委員 12人

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 辻 千 太 郎 | 小 谷 信 江 | 以 倉 孝 弘 |
| 柳 下 清 隆 | 寺 島 あつ子 | 霜 野 市 和 |
| 谷 野 保 博 | 田 中 宏   | 山 崎 勝 喜 |
| 北 尻 芳 孝 | 奥 野 正 作 | 松 本 智恵子 |

(3) 欠席委員 1人

今 野 正 章

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 小 林 義 博 | 井 上 和 夫 | 光 田 裕 次 |
| 数 田 清 文 | 中 尾 美 昭 | 高 岡 一 平 |
| 塔 本 順 一 | 岸 田 勝 夫 | 田 中 利 幸 |
| 岡 所 次 郎 | 北 條 一 宜 | 登り山 正 嗣 |

(5) 欠席委員 1人

松 下 孝 彦

### 3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事務局次長 左 手 憲 一

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

#### 4 付議事項

- 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第16号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第17号 農用地利用集積等促進計画の決定について
- 報告第11号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第12号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第13号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第14号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第15号 地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について

## 5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和8年度第3回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において田中宏委員、谷野保博委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、13名中12名でございます。また、農地利用最適化推進委員は12名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第15号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計11件であります。

それではまず、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。ただし、受付番号第14号につきましては、霜野市和委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第15号から第19号をご説明いたします。

まず、受付番号第15号は、申請地が美原区黒山の市街化区域内にあり、周囲は田、水路及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は79平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第16号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は畑、里道水路及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,060平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第17号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は農道、水路及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,166平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第18号は、申請地が東区石原町1丁及び3丁で市街化調整区域内にあり周囲は田畑、原野、里道水路及び堤に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計2,082平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第19号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は田畑及び堤に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計2,009平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上5件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、受付番号第16号から第19号の譲受人につきましては農地法第2条第3項各号の「組織要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」に適合しており、農地所有適格法人の要件のすべてを満たしているものと判断しており、「農作業の常時従事要件」については適用を受けません。

いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はあり

ませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第12号の受付番号第14号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、霜野市和委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」の受付番号第14号をご説明いたします。

受付番号第14号は、申請地が中区深井畑山町で市街化調整区域内にあり周囲は道路及び宅地に囲まれており、地目は畑1筆、面積は369平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、霜野市和委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第1号と第2号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、自己転用するものです。申請人は美原区大饗で農業兼不動産業を営む個人で、申請地は美原区大饗の田1筆、面積は1,289平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、顧客から自転車試乗練習場及び専用駐車場と専用資材置場を貸してほしい旨の要望を受けたため、転用し貸付けるものです。

申請は令和8年5月18日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砂利敷による自然浸透及び敷地内集水桝から西側堺市管理水路に排水する計画です。周囲には重力式擁壁及びブロックを3段積みの上えネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第2号は、自己転用するものです。申請人は東区引野町で不動産業を営む個人で、申請地は美原区小寺の田2筆、面積は合計1,878平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、顧客から業務拡大により来客用と従業員用駐車場を貸してほしい旨の要望を受けたため、露天駐車場に転用し貸付けるものです。

申請は令和8年5月19日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地で

す。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については整地のうえ、自然浸透及び U 字溝から北側水路敷に排水する計画です。周囲にはネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第 3 号から第 6 号をご説明いたします。

まず、受付番号第 3 号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が南区新檜尾台 4 丁の学校法人で、申請地は南区檜尾の田 1 筆、面積は 535 平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、新ひのお台幼稚園の従業員及び保護者車両の増加により、現在使用している駐車場が手狭となったため、幼稚園から近距離にある本申請地を取得し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和 8 年 5 月 18 日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第 43 条第 1 号に該当し、第 3 種農地です。



被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、整地のうえ自然浸透及び敷地の傾斜により西側道路側溝に排水する計画です。周囲には、コンクリート擁壁を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第4号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が兵庫県赤穂市東有年で鶏卵の生産加工並びに販売を営む法人で、申請地は中区福田の畑1筆、面積は677平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業規模の拡大及び設備の更新のため、現在稼働している工場に近い本申請地を賃借し、都市計画法第29条の開発許可を受けて食品工場を建築するものです。

申請は令和8年5月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については浄化槽処理のうえ、汚水枳から北側汚水本管に接続します。雨水については地盤転圧のうえ、U字溝から洪水調整池を経由し、北側道路側溝に排水します。なお、周囲には、ネットフェンスを設置します。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第5号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は受付番号第4号の被設定人と同一人で、申請地は中区福田の畑8筆、面積は合計6,270平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、受付番号第4号と同一で、合計面積は6,947平方メートルとなります。

申請は令和8年5月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除についても、受付番号第4号と同一です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第6号は、所有権を移転し転用するものです。申請

人は譲受人が北区中村町でさく井工事業を営む法人で、申請地は北区中村町の田1筆、面積は277平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、車両等の増加により、現在使用している本社敷地内の資材置場が手狭になったため、本社から近距離にある本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和8年5月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砂利敷による自然浸透及び勾配により北側市道側溝に排水します。なお、周囲は、既存ブロックを利用し、不足箇所は新たにブロック3段積にする計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第15号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第15号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第2号から第4号をご説明いたします。

まず、受付番号第2号は、申請人は東区日置荘田中町に居住する農

業者で、申請地は東区日置荘西町4丁の田1筆、面積は1,333平方メートル、現在保全管理中の状態です。

次に、受付番号第3号は、申請人は西区鳳西町2丁に居住する農業兼不動産賃貸業の方で、申請地は西区鳳西町2丁の田1筆、面積は1,185平方メートルの内1,140平方メートル、現在うねの状態です。

次に、受付番号第4号は、申請人は中区福田に居住する農業兼自営業の方で、申請地は中区福田の田畑2筆、面積は合計1,462平方メートル、現在野菜の状態です。

本件について、いずれも申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第16号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第16号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第6号をご説明いたします。

受付番号第6号は、相続人は大阪府富田林市高辺台1丁目に居住す

る農業者で、申請地は美原区太井の田1筆、面積は2,501平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第17号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第17号「農用地利用集積等促進計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第14号から第16号をご説明いたします。

まず、受付番号第14号は、申請地は南区稲葉2丁の田1筆、面積は938平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第15号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,206平方メートルの内1,158.57平方メートルで、現在保全管理中及び耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第16号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は6

47平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案」とおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第11号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第15号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第11号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第15号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第11号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第12号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局

長専決処分の報告について」は2件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第13号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず、受付番号第2号は、申出者が夫で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第3号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも、案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第14号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。まず受付番号第2号は、申請地が南区鉢ヶ峯寺の畑3筆、面積は合計299平方メートル、現況は宅地及び山林、経過年数は35年以上、次に、受付番号第3号は、申請地が美原区平尾の田畑2筆、面積は合計1,182平方メートル、現況は資材置場、経過年数20年以上、次に、受付番号第4号は、申請地が中区東山の畑2筆、面積は合計59.90平方メートル、現況は雑種地、次に、受付番号第5号は、申請地が北区野遠町の田2筆、面積は合計73.45平方メートル、現況は道路、経過年数35年以上、いずれも非農地でした。総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第15号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。

受付番号1-1、陶器北地区圃場整備を除く中区から受付番号1-5、菅生地区及び菅生新田地区を除く美原区までの合計5地域の地域計画の変更案については、先般、堺市ホームページ上で開催された協議の場における協議結果を踏まえ、堺市より当委員会に対して意見聴取が行われました。

地域計画を変更する主な理由及び内容としましては、農地法第4条又は同法第5条の規定による許可申請に関連して、対象農地を地域計画の対象区域から除外するものです。

これら各地域の地域計画の変更案について、事務局において内容を確認した結果、特に意見すべき内容はなかったため、令和8年5月27日付けの事務局長専決により堺市に対して、「原案について、意見なしと認める。」旨回答いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和8年度第3回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

## 採決・承認事項及び賛否数

| (案件番号)   | (結 果)    | (賛否数)   |
|----------|----------|---------|
| ○ 議案第12号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第13号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第14号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第15号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第16号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第17号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第11号 | 承 認      | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第12号 | 承 認      | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第13号 | 承 認      | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第14号 | 承 認      | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第15号 | 承 認      | 全 会 一 致 |



署 名 委 員

|     |         |
|-----|---------|
| 会 長 | 北 原 芳 孝 |
| 委 員 | 田 中 宏   |
| 委 員 | 谷 野 保 博 |

